

# 大磯町森林整備計画

計画期間  $\left( \begin{array}{l} \text{自 令和5年 4月 1日} \\ \text{至 令和15年 3月 31日} \end{array} \right)$

神奈川県  
大磯町



## 目 次

### I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

- 1 森林整備の現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 森林整備の基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 3 森林施業の合理化に関する基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

### II 森林の整備に関する事項

#### 第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

- 1 樹種別の立木の標準伐期齢・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 3 その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

#### 第2 造林に関する事項

- 1 人工造林に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 2 天然更新に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在に関する事項・・・・・・・・ 6
- 4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき  
旨の命令の基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 5 その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

#### 第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

- 1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法・・・・・・・・・・ 7
- 2 保育の種類別の標準的な方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- 3 その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

#### 第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

- 1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法・・・・・・・・ 9
- 2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の  
区域及び当該区域内における施業の方法・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- 3 その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

#### 第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

- 1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針・・・・・・・・ 11
- 2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策・・・・・・・・ 11
- 3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項・・・・・・・・・・ 11
- 4 森林経営管理制度の活用に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- 5 その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

第6	森林施業の共同化の促進に関する事項	
1	森林施業の共同化の促進に関する方針	11
2	施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	11
3	共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	11
4	その他必要な事項	11
第7	作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	
1	効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項	12
2	路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項	12
3	作業路網の整備に関する事項	12
4	その他必要な事項	12
第8	その他必要な事項	
1	林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	13
2	森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項	13
3	林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項	13
III	森林の保護に関する事項	
第1	鳥獣害の防止に関する事項	13
1	鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	13
2	その他必要な事項	13
第2	森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項	
1	森林病虫害等の駆除及び予防の方法	13
2	鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）	14
3	林野火災の予防の方法	14
4	森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	14
5	その他必要な事項	14
IV	森林の保健機能の増進に関する事項	
1	保健機能森林の区域	14
2	保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項	14
3	保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項	14
4	その他必要な事項	14
V	その他森林の整備のために必要な事項	
1	森林経営計画の作成に関する事項	14
2	生活環境の整備に関する事項	15
3	森林整備を通じた地域振興に関する事項	15
4	森林の総合利用の推進に関する事項	15
5	住民参加による森林の整備に関する事項	15
6	森林経営管理制度に基づく事業に関する事項	15
7	その他必要な事項	15

## I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

### 1 森林整備の現状と課題

本町は、神奈川県南部に位置し、南は相模湾に面し、北は高麗山・千畳敷・鷹取山等のいわゆる大磯地塊の丘陵を形成している。

総面積は1,718haで、地域森林計画対象民有林の面積は490haである。そのうちスギを主体とした人工林面積は48ha、人工林率は10%で県平均より低い値であり、小規模で各地に分散している。

また、広葉樹を中心とした天然林が大半を占めており、手入れ不足となっている森林が多いことも課題となっている。

しかし、森林の持つ水源のかん養、土砂の流出・崩壊防止及び生活環境の保全等の多面的機能の重要性はますます高まってきていることから、本町においても森林の保全に向けた施策を積極的に実施することとする。

### 2 森林整備の基本方針

#### (1) 地域の目指すべき森林資源の姿

本町の森林資源の特性から、保健・レクリエーション機能、文化機能の高度発揮を重視することとし、具体的には、自然観察会や身近な自然とのふれあい教室等の事業を通じて、森林の重要性について啓発を図り、高麗山、鷹取山を中心としたハイキングコース等を自然散策の拠点となるよう整備していく。また、高麗山から鷹取山にいたる丘陵地を保全し、森林の持つ様々な公益的機能を高め、地域社会の貴重な資源としての活用を図る。

また、本町内における各種保安林のそれぞれの機能を発揮させ、天然記念物に指定されている森林の保護及び保全を図る。

#### (2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

地域森林計画が示す森林整備の推進方向及び森林の区分の視点を踏まえ、高麗山、鷹取山を中心とした森林を主に、住民参加が期待できる森林の整備を推進することを森林整備の基本方針とする。

また、造林から伐採に至る森林施業の推進方策については適切な森林整備を推進していくために林業グループ、林業普及指導員及び森林所有者等の相互の連携をより一層密にし、技術指導及び啓発普及に努めるとともに、国及び県の補助事業、「森林・山村対策」及び「国土保全対策」等の地方財政措置を含む町単独事業の積極的活用を図り、適切な森林の整備を推進していく。

### 3 森林施業の合理化に関する基本方針

県、町、森林所有者等で相互に連絡を密にして、森林施業の共同化、林業グループ等を含む林業の担い手育成、林業機械化の促進及び木材等の林産物の流通・加工体制の整備など、長期展望に立った森林・林業諸施策の総合的な実施を計画的に推進していく。

## II 森林の整備に関する事項

### 第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

#### 1 樹種別の立木の標準伐期齢

標準的な立木の伐採（主伐）の時期に関する指標である立木の標準伐期齢は次のとおりである。

地 域	樹 種					
	ス ギ	ヒノキ	マツ類	その他 針葉樹	クヌギ コナラ	その他 広葉樹
本町全域	40 年	45 年	35 年	50 年	10 年	20 年

注) 標準伐期齢は、立木の伐採（主伐）の時期に関する指標であり、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を促すものではない。

## 2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

立木を伐採（主伐）する場合には、原則として択伐又は小面積かつ分散的な皆伐を行うものとする。

立木の伐採（主伐）は更新を伴う伐採のため、次に示す皆伐又は択伐による方法とする。

皆伐とは主伐のうち択伐以外のものであり、気候、地形、土壌等の自然的条件及び多面的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、1箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に考慮し、伐採面積の規模に応じて、少なくともおおむね 20ha ごとに保残帯を設け適確な更新を図ることとする。

択伐とは主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として伐採区域全体ではおおむね均等な伐採率で行うものであり、材積にかかる伐採率が 30%以下（伐採後の造林が植栽による場合にあっては 40%以下）の伐採とする。また、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率によることとする。

なお、目標林型別の伐採（主伐）は次に示す施業の方法にしたがって適切に行うものとする。ただし、法令等により施業が制限されている森林については、当該法令等の定めを遵守して適切な伐採を行う。

なお、集材・搬出に当たっては、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和 3 年 3 月 16 日付け 2 林整計第 1157 号林野庁長官通知）を踏まえ、現地に適した方法により行う。

### 作業システムの目安

傾斜区分	システム	集材	伐倒・造材	運搬
緩傾斜地 [おおむね 20° 以下] (※1)	① 車両系	(路網から直接もしくは ウインチによる集材) (ウインチ付) グラッ プル等	チェーンソー・ ハーベスタ・プロセ ッサ	フォワーダ 又はトラック
中～急傾斜地 [おおむね 20～35° ] (※2)	② 車両系	(路網から直接もしくは ウインチによる集材) (ウインチ付) グラッ プル等	チェーンソー・ ハーベスタ・プロセ ッサ	フォワーダ 又はトラック
	③ 架線系	(簡易な架線系集材) スイングヤーダ等	チェーンソー	フォワーダ 又はトラック

急峻地 [おおむね 35° 以上]	④ 架線系	(架線集材) タワーヤーダ 自走式搬器等	チェンソー	フォワーダ 又はトラック
----------------------	----------	----------------------------	-------	-----------------

(※1) 路網の整備状況により、②～④のシステムも選択できるものとする

(※2) 路網の整備状況により、④のシステムも選択できるものとする

(主に小径木短幹材を搬出する場合に適用可能な作業システム)

傾斜区分	システム	集材	伐倒・造材	運搬
緩～急傾斜地 [おおむね 35° 以下]	架線系	(簡易な架線系集材) ジグザグ集材	チェンソー	フォワーダ 又はトラック

### (1) 単層林施業

単層林施業は、成長の良好な短伐期又は長伐期の針葉樹単層林を目指す。

造林は、適地適木を原則とした人工造林を行うものとし、スギ又はヒノキの植栽を行う場合は、花粉の少ない品種又は無花粉品種を選択に努めるほか、状況に応じて地域の自然条件に適した品種等を選択する。

間伐及び保育は、主林木の生育に応じて、適時適切に下刈、つる切、間伐、枝打などを行い、造林目的に沿った主林木の育成と下層植生の維持を図る。

短伐期施業では、おおむね標準伐期齢に達した時期以降に主伐を行うものとし、長伐期施業を行う場合は、標準伐期齢以降も間伐等を継続し、標準伐期齢のおおむね2倍にあたる林齢以上の時期に主伐を行う。また、次に示す単層林施業の標準的な方法に従って実施するものとする。

### (2) 複層林施業

複層林施業は、単層林として造成した針葉樹林に針葉樹の下層木を造林することにより、複数の針葉樹の樹冠層を有する複層林を目指す。

単層林状態の期間は、おおむね単層林に準じた施業を行い、上層木を抜き伐りすることにより下層木の生育に必要な光環境及び空間を確保しながら、自然条件や造林目的に応じて、上層木と下層木の配置、重複期間、樹種の組み合わせ等を選択し、植栽により下層木を導入し複層林を造成する。複層林状態の期間は、上層木及び下層木のそれぞれについて適時適切な抜き伐り、間伐及び枝打等を行い、特に上層木の抜き伐りについては、下層木の生育状況に留意して行う。上層木の主伐は、おおむね標準伐期齢に達した時期以降に行うものとし、特に下層木の保護に留意して慎重に行う。また、次に示す複層林施業の標準的な方法に従って実施するものとする。

施業の区分	標準的な方法
単層林	①林地の保全に配慮し、択伐又は小面積かつ分散的な皆伐によることとする。 ②尾根筋、河川沿いでは片側 20m程度を保存するよう努めることとし、公道周辺はできるだけ保存することとする。
複層林	下層木を育成し複層林状態の森林に誘導することを主眼に択伐を行うこととする。

### (3) 混交林施業

混交林施業を行う森林では、単層林として造成した針葉樹林に広葉樹を導入することにより、構成樹種が多様で階層構造が発達した針葉樹と広葉樹が主林木として混生する森林を目指す。

針葉樹単層林から混交林への誘導は、抜き伐りを繰り返しながら、森林の現況や自然条件に応じて、必要な施業を適宜組み合わせることで天然下種更新による多様な広葉樹等の導入を促進することを基本とし、天然下種更新による広葉樹等の導入が期待できない場合などは、必要に応じて植栽を行う。混交林施業における針葉樹の抜き伐りは、針葉樹単層林を樹種構成が多様で階層構造が発達した針広混交林へ誘導することを主眼としていることを踏まえ、林地の保全、野生生物との共存等に配慮しつつ、天然下種更新の促進や、植栽する広葉樹苗木の生育のために必要な空間を確保するために行うものとし、森林の状況や自然条件等を勘案して、単木、帯状、群状などの種類を選択すること。

(4) 広葉樹林施業

広葉樹林施業を行う森林は、構成樹種が多様で階層構造が発達し、安定した活力のある広葉樹林を目指す。広葉樹林の更新は、自然力を活用した天然下種更新又は萌芽更新を基本とし、下層植生の乏しい森林では、森林の現況や自然条件に応じて下層植生の保護、土壌保全、かき起こし等の地表処理、受光伐、補助的な植栽等の適切な施業を組み合わせるで行う。

広葉樹林における主伐は、樹種構成が多様で階層構造が発達し、安定した活力ある広葉樹林を目標とすることを踏まえ、択伐又は小面積かつ分散的な皆伐を行うこととし、林地の保全、野生生物との共存、天然下種更新又は萌芽更新の促進等に配慮して慎重に行うこと。

3 その他必要な事項  
(該当なし)

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

(1) 人工造林の対象樹種

人工造林の対象樹種は次に示すとおりである、植栽に係る樹種については、スギは沢沿い斜面下部（南斜面の乾燥した土壌を除く）ヒノキは斜面中部～上部を基本として選定するものとする。

区 分	樹 種 名	備 考
人工造林の対象樹種	スギ、ヒノキ、マツ、コナラ、クヌギ、ケヤキ、その他郷土樹種	

注) スギ、ヒノキなどの針葉樹の人工造林を行う場合は、花粉の少ない品種又は無花粉品種を選択するよう努めるものとする。上記の樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は町の林務担当部局とも相談の上、適切な樹種を選択する。

(2) 人工造林の標準的な方法

ア 人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

植栽本数は、次に示す本数を標準として決定するものとする。

樹 種	仕立ての方法	標準的な植栽本数 (本/ha)	備 考
スギ	中庸仕立て	2,500～3,500	
ヒノキ	中庸仕立て	2,500～3,500	

注1) 広葉樹については、樹種・地形などに応じて適切な本数を植栽する。

注2) 複層林化や混交林化を図る場合の樹下植栽については、標準的な植栽本数から下層木以



外の立木の伐採率（材積による率）を乗じた本数を減じた本数以上を植栽する。（低密度植栽を行う場合については、上記表の植栽本数によらず1,000～1,500本/ha以上、ヒノキ1,500本/ha以上程度の疎植を行うものとする。）

注3）標準的な植栽本数の範囲を超えて植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は町の林務担当部局とも相談の上、適切な植栽本数を判断する。

注4）法令等により植栽本数の定めがある森林については、当該法令等の定めを遵守して適切な植栽を行うこと。

## イ その他人工造林の方法

人工造林は、その他次に示す方法を標準として行うものとする。

区 分	標準的な方法
地ごしらえの方法	等高線沿いに堆積する全刈筋積を原則とする。なお、急傾斜地等の崩壊の危険性のある箇所については、生木棚積地拵えを行い林地保全に努めるものとする。
根付けの方法	平方形植えを原則とし、根付けは丁寧植えとする。
植栽の方法	裸苗：4月～6月中旬までに行うものとする。秋植えは苗木の根の生長が鈍化した10～12月中旬までに行うものとする。 コンテナ苗：土壌が凍結していない時期に行うものとする。

注）コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システムの導入、低密度植栽など、造林の省力化と低コスト化に努めることとする。なお、低密度植栽を行う場合、肥大成長が促されるが、梢殺の樹幹になりやすく、合板材・集成材など加工向けの並材の生産を念頭においた施業となること、及び下刈りの誤伐や獣害等に起因する枯死苗の発生が大きな影響を及ぼすことに留意する。

### (3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

次に示す期間内にできるだけ早期に人工造林を完了するものとする。

伐採跡地の人工造林をすべき期間	伐採後、原則として2年以内とする。ただし、択伐による伐採に係るものについては、伐採後5年以内とする。
-----------------	--

## 2 天然更新に関する事項

天然更新については、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行うものとし、「天然更新完了基準書作成の手引きについて」（平成24年3月30日付け23林整計第365号林野庁森林整備部計画課長通知）の3の3-2の4を参考に、森林の適切な更新を図ることとする。

### (1) 天然更新の対象樹種

天然造林の対象樹種は次に示すとおりである。

区 分	樹 種 名	備 考
天然更新の対象樹種	クヌギ、コナラ、その他高木性の在来種	

## (2) 天然更新の標準的な方法

自然に推移させると更新の完了した状態にならないと判断される場合には、天然更新補助作業を実施するものとする。

### ア 天然更新の対象樹種の期待成立本数

天然更新すべき本数の基準となる期待成立本数は次のとおりであり、天然更新を行う際には、その本数に10分の3を乗じた本数（ただし、草丈以上のものに限る。）を更新するものとする。

樹種	期待成立本数（本/ha）
天然更新の対象樹種全て	10,000（5年生）

### イ 天然更新補助作業の標準的な方法

区分	標準的な方法
地表掻き起し	天然下種更新を行う際に、種子の発芽・生育を促すため林床植物を除去するとともに、地表に堆積する落葉落枝を攪乱し表土を露出させる。
刈出し	稚樹の生長を促すため、稚樹を被圧するササ等の下層植生を刈り払う。ササ等の状況や立地条件に応じて全刈り、筋刈り、坪刈り等により行う。
受光伐	稚樹等の生育を促すため、林内の光環境の改善を目的とした上層木の伐採や枝払いを行う。
植込み	稚樹等の立木密度が低い場合や部分的に空間が生じた場合で、更新の完了が困難と認められる箇所に補助的に植栽する。気象・土壌条件や植栽する苗木の特性に応じて適切な時期に行う。
芽掻き	萌芽更新を行う際に、一つの株から多数発生した萌芽のうち、余分なものを摘み取る。

### ウ その他天然更新の方法

天然更新の完了に関しては、保安林等で天然更新完了について別に定めがあるものを除き、次の項目を満たしている場合を更新が完了した状態とする。また、更新すべき立木の本数に満たず天然更新が困難な場合は、人工造林により確実に更新を図ることとする。

- ① 対象樹種のうち、樹高が周辺の草丈（対象樹種の生存、生長を阻害する競合植物の高さ）以上のものがha当たり3,000本以上の密度で生育している状態であること。
- ② ①の条件を満たす場合であっても、獣害により健全な成育が期待できない恐れがある場合には、適切な防除方策を実施していること。

## (3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

地域森林計画で定める伐採跡地の天然更新をすべき期間に関する指針に基づき、森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を旨として当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から伐採後5年以内とする。

## 3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

### (1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林は、「天然更新完了基準書作成の手引きについ

て」（平成 24 年 3 月 30 日付け 23 林整計第 365 号林野庁森林整備部計画課長通知）の 3 の 3 - 2 の 4 に基づき、次のア～エに掲げる要件をすべて満たす森林とする。

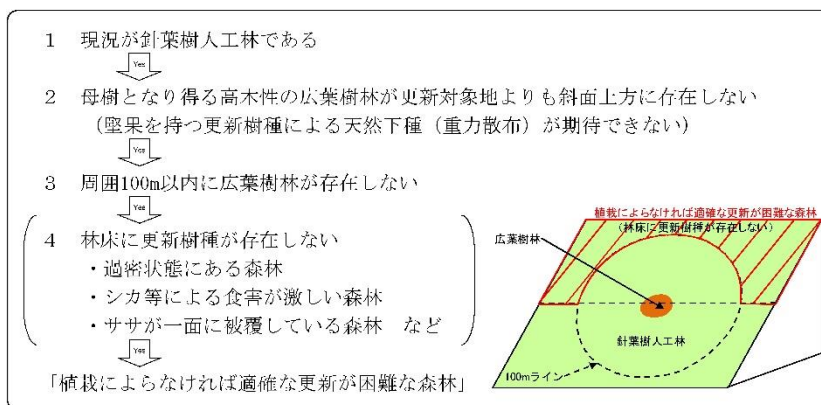
ア 現況が針葉樹人工林である。

イ 母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地よりも斜面上方に存在しない（堅果を持つ更新樹種による天然下種更新（重力散布）が期待できない）。

ウ 周囲 100m 以内に広葉樹林が存在しない。

エ 林床に更新樹種が存在しない（過密状態になる森林、シカ等による食害が激しい森林、シダが一面に被覆している森林など）。

なお、近年のニホンジカ等による食害により、更新することが困難な箇所もあることから、鳥獣害防止対策を検討することとする。



## (2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

この所在は、必要に応じて現地確認等により明らかにする。

## 4 森林法第 10 条の 9 第 4 項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

森林法第 10 条の 9 第 4 項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準については、次のとおり定める。

### (1) 造林の対象樹種

ア 人工造林の場合

1 の (1) による。

イ 天然更新の場合

2 の (1) による。

### (2) 育成し得る最大の立木の本数

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林以外の森林の伐採跡地における植栽本数として、天然更新の対象樹種の立木が 5 年生時点で生育し得る最大の立木の本数は 10,000 本とする。

## 5 その他必要な事項

(該当なし)

## 第 3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

間伐及び保育は、これまで造成されてきた人工林を健全な状態に維持していく上で必要不可欠な作業であり、適切な時期及び方法等により積極的に推進することとする。

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

間伐は次に示す内容を標準として、過度の競争関係を緩和することを旨として、森林の立木の生長度合い等を勘案し適切な時期、方法等により実施するものとする。

樹種	施業体系	植栽本数 (本/ha)	間伐を実施すべき標準的な林齢			標準的な方法	備考
			第1回	第2回	第3回		
スギ	短伐期	2,500 ～ 3,500	15年	22年	30年	①開始時期 樹冠がうっ閉し主林木相互間に競争が生じ始めた時期とする。 ②間伐率 各回とも20%～30%の率で林分により調整し実施する。 ③間伐木の選定 均一な林分が構成されるよう配慮して行う。 ④回数 植栽本数・生産目標等により、時期・回数・間伐率を調整する。	
ヒノキ	短伐期	2,500 ～ 3,500	18年	25年	35年	スギの①～④に準ずる。	

標準的な間伐の間隔

樹種	標準伐期齢未満	標準伐期齢以上
スギ	8年	13年
ヒノキ	9年	13年

## 2 保育の種類別の標準的な方法

保育は次に示す内容を標準として、当該森林の植生状況、立木の生長度合い等を勘案し適切に実施するものとする。

保育の種類	樹種	実施すべき標準的な林齢及び回数			標準的な方法
		初回	2回	3回	
下刈	スギ ヒノキ	7年生まで年1回 (雑草木の状態によっては2年目、3年目には2回刈りを行う)			下刈りは、造林木が雑草木より抜き出るまで行い、その回数は植栽した年から7年間に7～9回とする。 下刈りの時期は、造林木が雑草木により被圧される前で、年1回の場合は7月頃、年2回の場合は6月と8月に行う。必要に応じて、つる切りを合わせて行う。
除伐	スギ	10年	—	—	除伐は、下刈り終了後造林木が閉鎖状態になった時に、造林木の生育に支障となるかん木類やつるを除去する。 また、合わせて造林木で成木の見込みのない不良木を除去する。
	ヒノキ	10年	—	—	
枝打	スギ	9年	13年	17年	枝打は、最下枝の直径が7～8cmになった時に実施する。枝打は丁寧に幹を傷つけないように、また、枯枝を残さないように仕上げる。
	ヒノキ	11月	15年	19年	

## 3 その他必要な事項 (該当なし)

## 第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

### 1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

#### (1) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

##### ア 区域の設定

別表1のとおり

##### イ 施業の方法

別表2のとおり

#### (2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林その他水源涵養機能維持増進森林以外の森林

##### ア 区域の設定

別表1のとおり

##### イ 施業の方法

別表 2 のとおり

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法

- (1) 区域の設定  
別表 1 のとおり
- (2) 施業の方法  
別表 2 のとおり

【別表 1】

区 分	森林の区域	面積 (ha)
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	該当なし	—
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を増進すべき森林	土砂崩壊防備保安林、土砂流出防備保安林及び急傾斜地崩壊危険地区	30.59ha
快適環境形成機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	飛砂防備保安林及び潮害防備保安林の区域	4.49ha
保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	全域	489.86ha
その他の公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	該当なし	—
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	該当なし	—

【別表 2】

施業の方法		森林の区域	面積 (ha)
伐期の延長を推進すべき森林		該当なし	—
長伐期施業を推進すべき森林		該当なし	—
複層林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林（択伐によるものを除く）	該当なし	—
	択伐による複層林施業を推進すべき森林	第 4 の 1 (2) アで設定された区域	489.86ha
特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林		該当なし	—

- 3 その他必要な事項  
(該当なし)

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

- 1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針  
(該当なし)
- 2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策  
(該当なし)
- 3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項  
(該当なし)
- 4 森林経営管理制度の活用に関する事項  
森林経営管理意向調査を順次実施する。
- 5 その他必要な事項  
(該当なし)

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

- 1 森林施業の共同化の促進に関する方針  
施業の共同化のためには、森林所有者間の合意形成が重要であるため、地域の関係者との相互理解と連携を深めることにより、森林施業の共同化を推進する。また、地域の林業グループや森林・林業関係者等と連携し、合意形成に努めていく。
- 2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策  
不在森林所有者の所有する森林の手入れ不足を解消していくため、森林所有者への働きかけや地域の林業グループ及び森林・林業関係者等との連携を進め、地域一体となった施業への参画を呼びかけていく。
- 3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項  
森林所有者等が共同で森林施業を実施する場合には、次の事項に留意する。
  - (1) 森林施業の計画を共同で作成し、全員により各年度の当初等に年次別の詳細な森林施業の実施計画を作成して、代表者等による実施管理を行うこととし、間伐を中心として施業は可能な限り共同又は、意欲ある林業事業者等への共同委託により実施する。
  - (2) 作業路網その他の施設の維持管理は、共同作成者の共同により実施する。
  - (3) 共同作成者の一人が施業等の共同化につき遵守しないことにより、その他が他の共同作成者に不利益を被らせることのないよう、予め個々の共同作成者が果たすべき責務等を明らかにする。
  - (4) 共同作成者の合意の下、施業実施協定の締結に努める。

- 4 その他必要な事項

(該当なし)

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

区分	作業システム	路網密度 (m/ha)
緩傾斜地 (0~15°)	車両系作業システム	110 以上
中傾斜地 (15~30°)	車両系作業システム	85 以上
	架線系作業システム	25 以上
急傾斜地 (30~35°)	車両系作業システム	60 以上
	架線系作業システム	20 以上
急峻地 (35° 以上)	架線系作業システム	5 以上

2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

路網整備等推進区域	(該当なし)
-----------	--------

3 作業路網の整備に関する事項

(1) 基幹路網に関する事項

ア 基幹路網の作設に係る留意点

安全の確保、土壌の保全等を図るため、適切な規格・構造の路網の整備を図る観点等林道規程(昭和48年4月1日48林野道第107号林野庁長官通知)、林業専用道作設指針(平成22年9月24日付け林整整第602号林野庁長官通知)を基本として、都道府県が定める林業専用道作設指針に則り開設する。

イ 基幹路網の整備計画

(該当なし)

ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

「森林環境保全整備事業実施要領」(平成14年3月29日付け13林整整第885号林野庁長官通知)、「民有林林道台帳について」(平成8年5月16日8林野基第158号林野庁長官通知)等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切に管理する。

(2) 細部路網に関する事項

ア 細部路網の作設に係る留意点

継続的な使用に供する森林作業道の開設について、基幹路網との関連の考え方や丈夫で簡易な規格・構造の路網を整備する観点等から森林作業道作設指針(平成22年11月17日林整整第656号林野庁長官通知)を基本として、都道府県が定める森林作業道作設指針に則り開設する。

イ 細部路網の維持管理に関する事項

森林作業道作設指針等に基づき、森林作業道が継続的に利用できるよう適正に管理する。

4 その他必要な事項



(該当なし)

## 第8 その他必要な事項

### 1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

採算性のある森林整備や素材生産の実現に向け、森林所有者への働きかけを積極的に行い、担い手の創出や効率的かつ安定的な森林整備を推進していくこととする。

### 2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

(該当なし)

### 3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

(該当なし)

## III 森林の保護に関する事項

### 第1 鳥獣害の防止に関する事項

#### 1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

##### (1) 区域の設定

鳥獣害防止森林区域を別表3に定めるものとする。

##### (2) 鳥獣害の防止の方法

個体数調整のための管理施策や、農業被害対策との連携を図る。

#### 【別表3】

対象鳥獣の種類	森林の区域	面積 (ha)
ニホンジカ	全対象森林	489.86

#### 2 その他必要な事項

森林所有者、狩猟者及び農業者等への目撃情報の提供を依頼する。

### 第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

#### 1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法

##### (1) 森林病虫害等の駆除及び予防の方針及び方法

本町の松くい虫防除対策事業は、主に海岸線沿い周辺を中心に行っており、今後も保安林区域内等の防除対策事業と連携を図りながら適切な保全を行っていく。

また、保安林その他法令により施業について制限を受けている森林においては、当該制限に従って施業を実施するものとする。

また、ナラ枯れ被害については、国、県等の関係機関と連携を図りながら、「神奈川県ナラ枯れ被害対策ガイドライン」を参考に、適切な防除対策を実施するものとする。近年、被害が急激に拡大したため全量の駆除等が困難なことから、倒木した場合に危険な被害木や、景観面や歴史的、文化的価値がある樹木の保全を優先して対策を行うものとする。

##### (2) その他

(該当なし)

2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）

（該当なし）

3 林野火災の予防の方法

ハイキングコースや遊歩道等を中心に標識や看板等を設置することや広報を活用することにより、山火事予防の意識の高揚、啓発を図る。

4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

消防等の関係機関と十分な協議及び調整のうえ、実施すること。

5 その他必要な事項

（1）病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林

（該当なし）

（2）その他

（該当なし）

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能森林の区域

（該当なし）

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項

（該当なし）

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

（1）森林保健施設の整備

（該当なし）

（2）立木の期待平均樹高

（該当なし）

4 その他必要な事項

（該当なし）

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

森林経営計画を作成するに当たり、特に次に掲げる事項について適切に計画するものとする。

（1）Ⅱの第4で定める公益的機能別施業森林の施業方法

（2）Ⅱの第5の3で森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項及びⅡの第6の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

（3）Ⅲの森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他森林の保護に関する事項

2 生活環境の整備に関する事項

(該当なし)

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

(該当なし)

4 森林の総合利用の推進に関する事項

(該当なし)

5 住民参加による森林の整備に関する事項

(1) 地域住民参加による取組に関する事項

自然ふれあい教室や自然観察会を通し、森林の重要性について啓発を図る。  
また、森林所有者との連携による森林づくりへの参加を呼びかける。

(2) 上下流連携による取組に関する事項

(該当なし)

(3) その他

(該当なし)

6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

森林経営管理意向調査を順次実施する。

7 その他必要な事項

(該当なし)